

『 税務に関するお知らせ 』

インボイス制度の 記載事項

令和5年10月から開始されるインボイス制度につきまして、以下の点にご注意ください。

インボイス制度の登録申請を行った事業所の方につきましては、請求書・領収書等を発行する際に、以下の6項目を記載する必要があります。

【 記載事項 】

- ① 発行事業者の氏名または名称および登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である場合はその旨を記載）
- ④ 税率ごとに合計した対価の額および適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名または名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T012345...

(株)〇〇御中 ← ⑥

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

インボイス制度の 申請期限 延長

【 申請期限 】

令和5年10月1日からインボイスの登録事業者となるためには令和5年3月31日までに申請する必要がありましたが、9月30日まで延長されました。

インボイス制度の 変更点

インボイス制度の変更点といたしまして、激変緩和措置等の観点から以下の通り変更となっています。

【免税事業者の方】

- ◆免税事業者から課税事業者となった場合、消費税額が売上税額の20%となる措置。（3年間）
(令和5年10月1日～令和8年9月30日の属する課税期間まで)

【課税事業者の方】

- ◆1万円未満の取り引きの場合、インボイスが無くても仕入れ税額控除が可能となる措置。（6年間）
- ◆免税事業者（インボイス無し）に対する支払いであっても以下の期間は一定割合を仕入れ税額控除できる制度。（6年間）

80%控除 (令和5年10月1日～令和8年9月30日までの3年間)
50%控除 (令和8年10月1日～令和11年9月30日までの3年間)

電子保存の義務化について

電子帳簿等保存法の改正により、納税者の書類保存に係る事務負担の軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電子データによる保存が認められることになりました。

また、今回の改正により令和6年1月1日からネット通販やメール等での電子取引により授受した書類につきましては、電子保存することになりますのでご注意ください。

さらに、改ざんなど課税上問題となる行為を防止するため、事務処理規程の整備やタイムスタンプの付与等の措置が必要となります。